

令和 8 年 御 殿 場 市 議 会 9 月 定 例 会 議 案 資 料

件 名	頁
議案第 3 9 号関係資料	1
議案第 4 0 号関係資料	2
議案第 4 1 号関係資料	5
議案第 4 2 号関係資料	7
議案第 4 3 号関係資料	9
議案第 4 4 号関係資料	1 2
同意第 5 号関係資料	1 4
報告第 1 1 号関係資料	1 5

議案第 39 号関係資料

御殿場市火入れに関する条例の改正概要

1 改正趣旨

林野庁では、令和 7 年 2 月に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁と共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめました。

これを受け、御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部が改正され、林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されました。

このため、御殿場市火入れに関する条例において、林野火災注意報及び林野火災警報が発表された際の対応を明記するとともに、地域の防災体制を万全とするため、乾燥注意報についても明記することにより、気象条件に応じた適切な対応を強化し、安全対策をこれまで以上に充実させます。

2 改正内容

火入れの中止要件（条例第 15 条関係）

現行	改正後
・ 強風注意報 ・ 暴風警報 ・ 火災警報	・ 強風注意報 ・ 暴風警報 ・ 火災警報 ・ 林野火災注意報 ・ 林野火災警報 ・ 乾燥注意報

3 施行期日

公布の日

議案第 4 0 号関係資料

玉穂地区屋内プール機械設備改修工事の概要

1 事業の経緯

玉穂地区屋内プールは平成 1 1 年の竣工から 2 7 年が経過しています。施設の特性上、設備面での劣化が進行しやすく、定期的な改修が必要となります。

こうした状況を踏まえ、施設の機能維持及び長寿命化を図ることを目的に、令和 5 年度に修繕年次計画を策定し、計画に基づき改修、修繕等を実施しています。

本工事は、修繕年次計画に基づき、機械設備の改修工事を実施するものです。

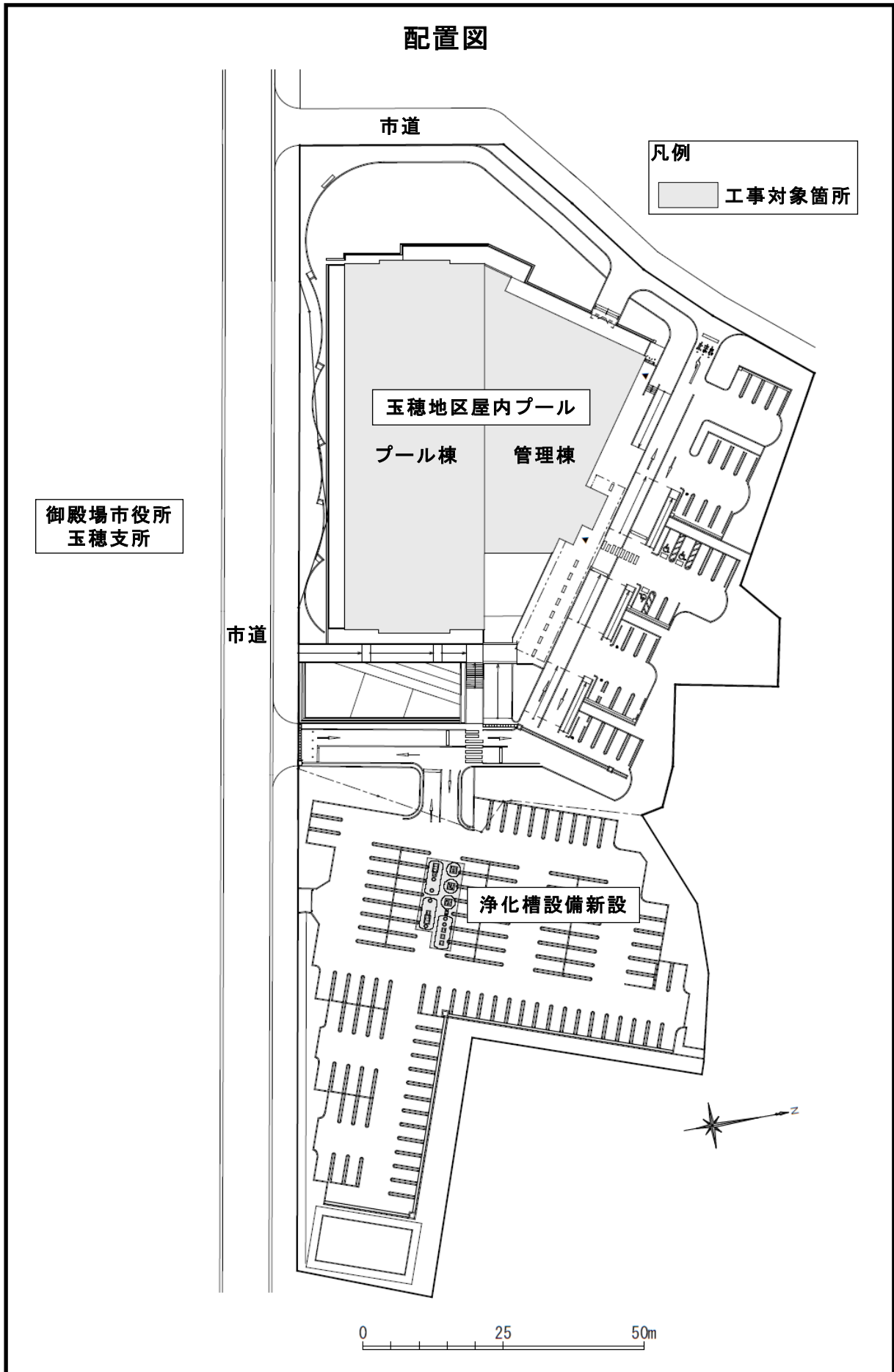
2 工事の概要

- (1) 建設工事名 玉穂地区屋内プール機械設備改修工事
- (2) 建設工事箇所 御殿場市 茱萸沢 地内
- (3) 完成期限 令和 1 0 年 3 月 1 7 日
- (4) 改修工事内容 浄化槽設備更新、ろ過設備更新、空調設備更新、
自動制御設備更新等
- (5) 施設の休館 令和 9 年 1 0 月から令和 1 0 年 3 月まで（6 か月間）を予定

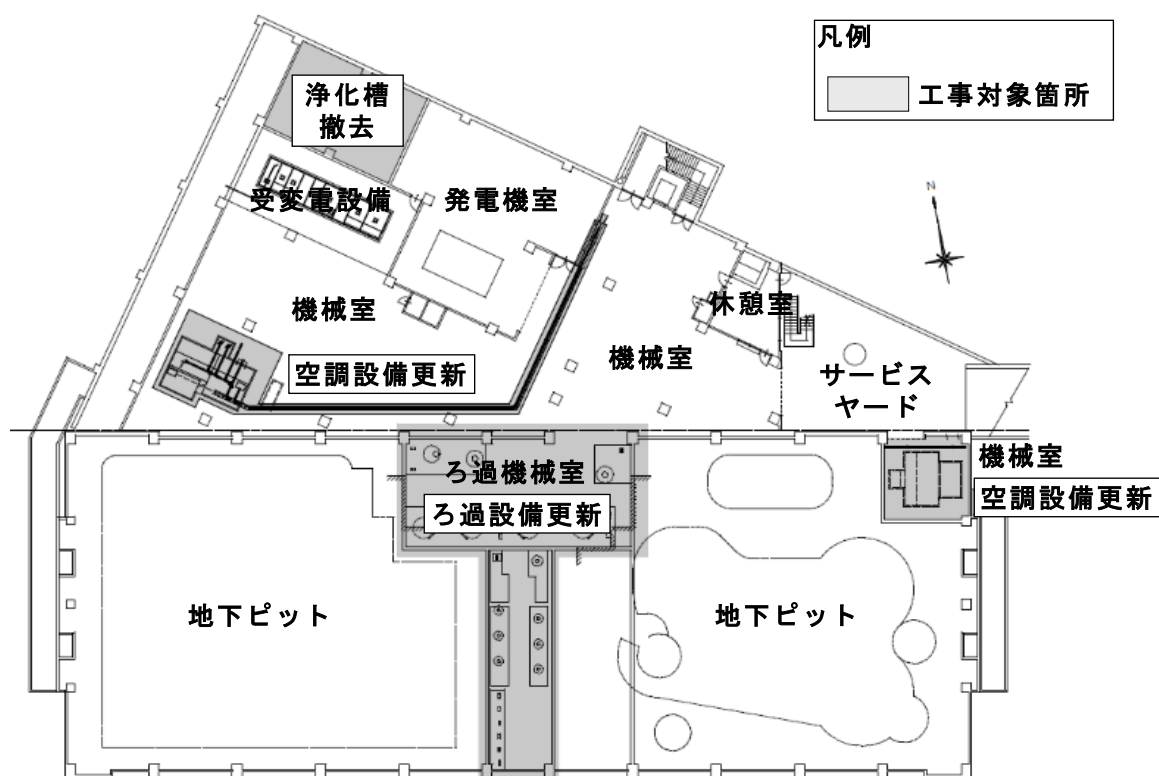
3 施設の概要

- (1) 施設名称 玉穂地区屋内プール（ふれあいプール玉穂）
- (2) 竣工年 平成 1 1 年 5 月
- (3) 構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- (4) 階数 地下 1 階、地上 2 階
- (5) 床面積 $4,104.68\text{ m}^2$
- (6) 建築面積 $2,702.98\text{ m}^2$
- (7) 主要諸室 地下 1 階：作業員休憩室、機械室
1 階：プール、会議室、ロッカー室、シャワー室、事務室
2 階：トレーニング室、会議室、職員休憩室
- (8) 敷地面積 $8,487.55\text{ m}^2$

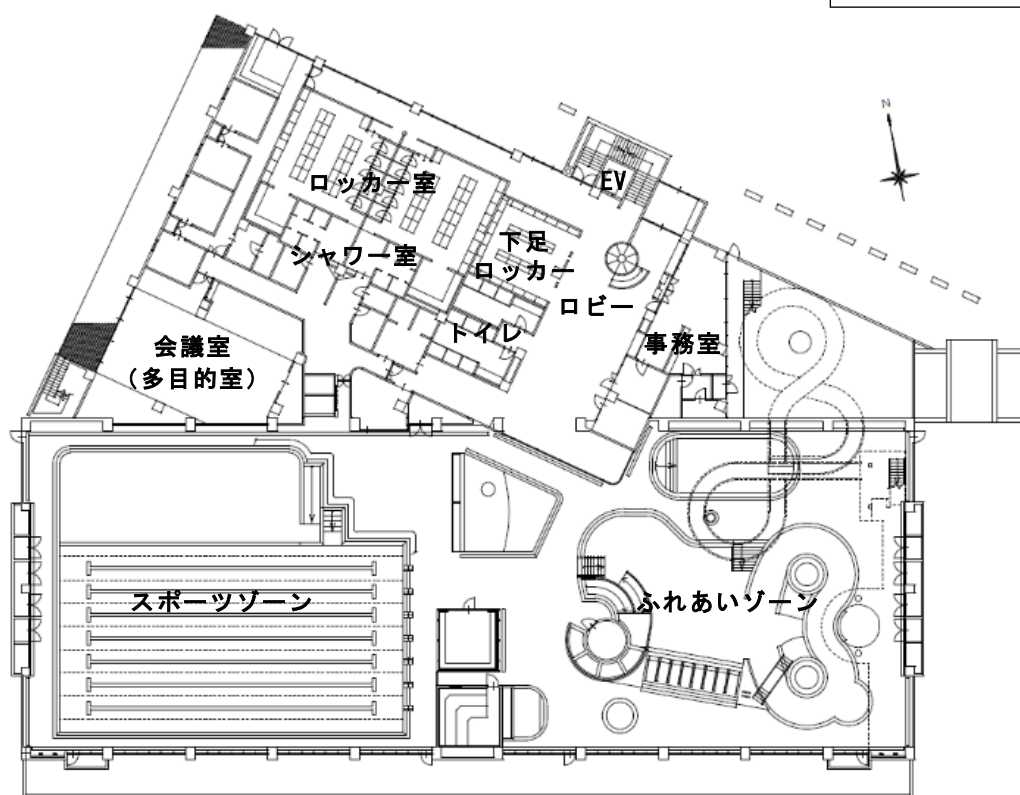
配置図



平面図



地下1階平面図



1階平面図

議案第 4 1 号関係資料

防災行政無線施設（戸別受信機）の取得について

1 事業の概要

市では、住民に対し防災行政無線の戸別受信機を貸与し、演習場利用計画、防災・災害情報、市からのお知らせ等の周知を図っていますが、現在貸与している受信機の多くは平成 26 年度から順次設置してきたものであり、耐用年数を超過し故障等が多数発生していることから、速やかに更新を図るため、400 台の戸別受信機を導入するものです。

今年度は、令和 11 年度完了予定の既存戸別受信機の更新期間 6 年間のうち、3 年目に当たるものです。

2 令和 8 年度事業の概要

- (1) 事業名 防災行政無線（戸別受信機）設置事業
- (2) 事業費 26,730,000 円（防衛 8 条補助金 75%）
- (3) 納 期 令和 9 年 3 月 19 日
- (4) 内 容 防災行政無線施設（固定系）、いわゆる同報無線について、更新用及び新規設置者用の戸別受信機 400 台を購入する。

戸別受信機の取得に係る契約概要

1 総合性能

- (1) 構造 : 据置き型又は壁掛型
- (2) サイズ : $160 \times 106 \times 42 \text{ mm}$
- (3) 重量 : 約 370 g (ACアダプター、乾電池含まず)
- (4) 電源 : 商用電源 AC $100 \text{ V} \pm 10\%$ 、ACプラグ
電池電源 公称DC 5.2 V
- (5) 消費電力 : 5 W 以下 (ACアダプタ)
- (6) 使用電池 : 単1アルカリ乾電池2本
- (7) 電池動作 : 放送5分、待受け55分にて120時間以上
- (8) 乾電池 : 電池電圧低下を検出した場合、本体前面の電源ランプが
アラーム 緑色から赤色に変わること。
- (9) 内部 : 最大出力 0.5 W
スピーカー 乾電池動作時 : 最大出力 0.1 W

2 無線系条件

- (1) 受信周波数 : 55.26125 MHz 、 61.22375 MHz
 59.40125 MHz 、 56.93375 MHz
 59.46875 MHz 内1波
- (2) 変調方式 : QPSK
- (3) 受信感度 : $\text{BER } 1 \times 10^{-2}$ (スタティック) にて $-2 \text{ dB } \mu \text{ V}$ 以下
- (4) スプリアス : 53 dB 以上
レスポンス
- (5) 隣接チャンネル : 42 dB 以上
選択度

議案第 4 2 号関係資料

御殿場市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

1 概要

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、交付から 5 年ごとに更新手続きが必要となるため、令和 9 年度は更新対象者が大幅に増加する見込みとなっています。現在、更新手続きができる窓口は、市役所市民課及び駅前サービスセンターの 2 か所のみであることから、市民サービスの向上と窓口の混雑緩和を図るため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、市内にある郵便局 4 局へ事務を委託するものです。

なお、郵便局へ事務を委託するためには、法第 3 条第 3 項の規定により、市議会の議決が必要となります。

2 指定する郵便局

市役所市民課、駅前サービスセンターの所在する御殿場地区以外の郵便局を対象に、専用回線等の整備が比較的容易であり、年度内に業務開始が可能な郵便局を選定しました。

N o .	郵便局名	所在地
1	神山郵便局	御殿場市神山 1 8 0 5 番地の 7
2	御殿場原里郵便局	御殿場市保土沢 1 1 5 7 番地の 8 7 8
3	御殿場森之腰郵便局	御殿場市川島田 5 3 2 番地の 1
4	高根郵便局	御殿場市六日市場 6 0 番地の 1

3 指定する期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

※指定する郵便局や委託する事務に変更を生じるときは、その都度、市議会の議決を求めます。

【参考】地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）

（郵便局の指定等）

第 3 条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第 1 項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 委託する事務

- (1) 電子証明書の発行・更新
- (2) 暗証番号の初期化

5 年間取扱件数（見込み）

4, 000件（4件／日×250日×4局）（令和9年度）

※市全体の電子証明書の更新見込件数：20, 000件

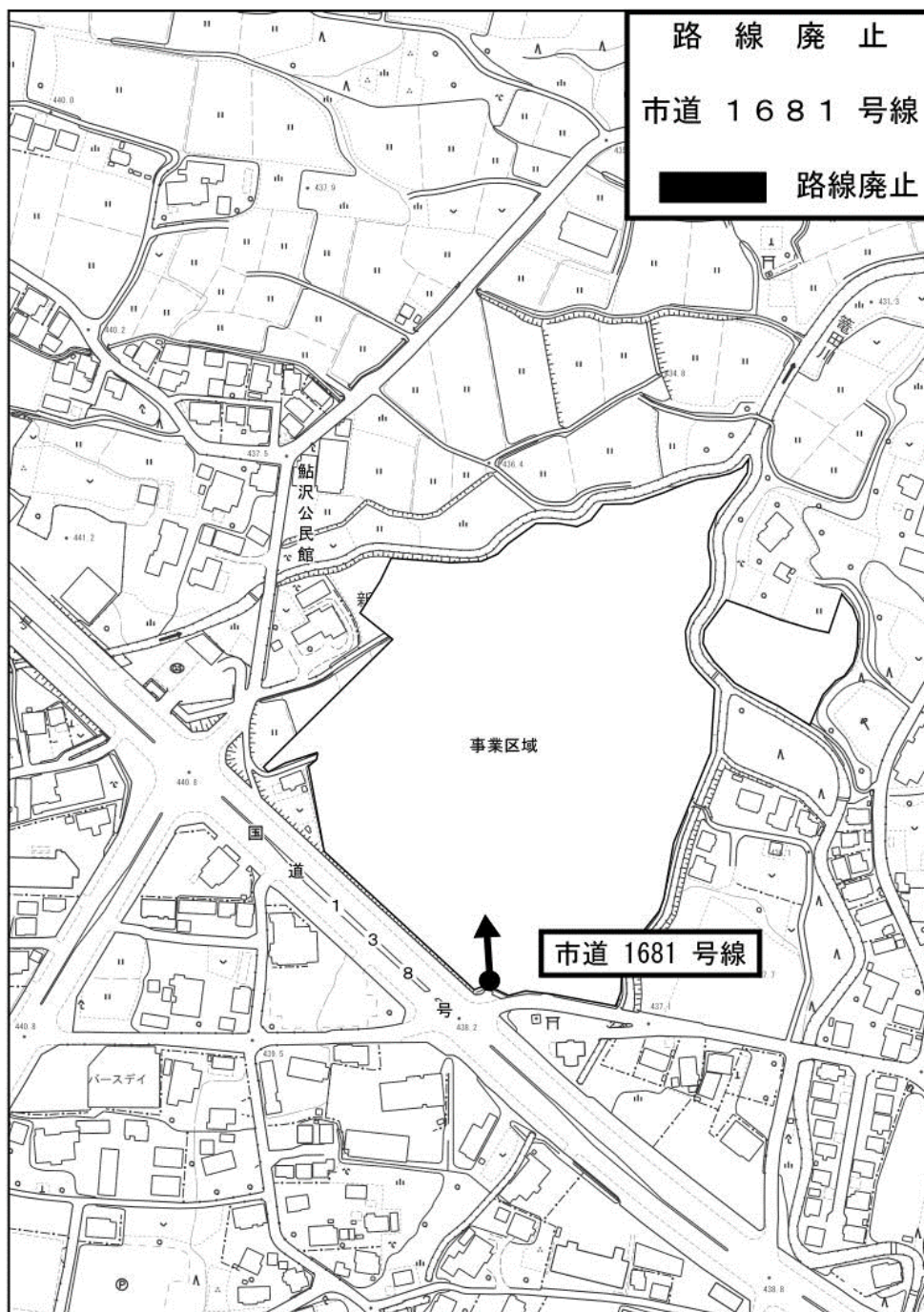
6 市民への周知

市ホームページ、広報紙、同報無線、マイナンバーカードコールセンター等に加え、郵便局でのポスターの掲示、チラシ配布等、郵便局を活用した周知を行います。

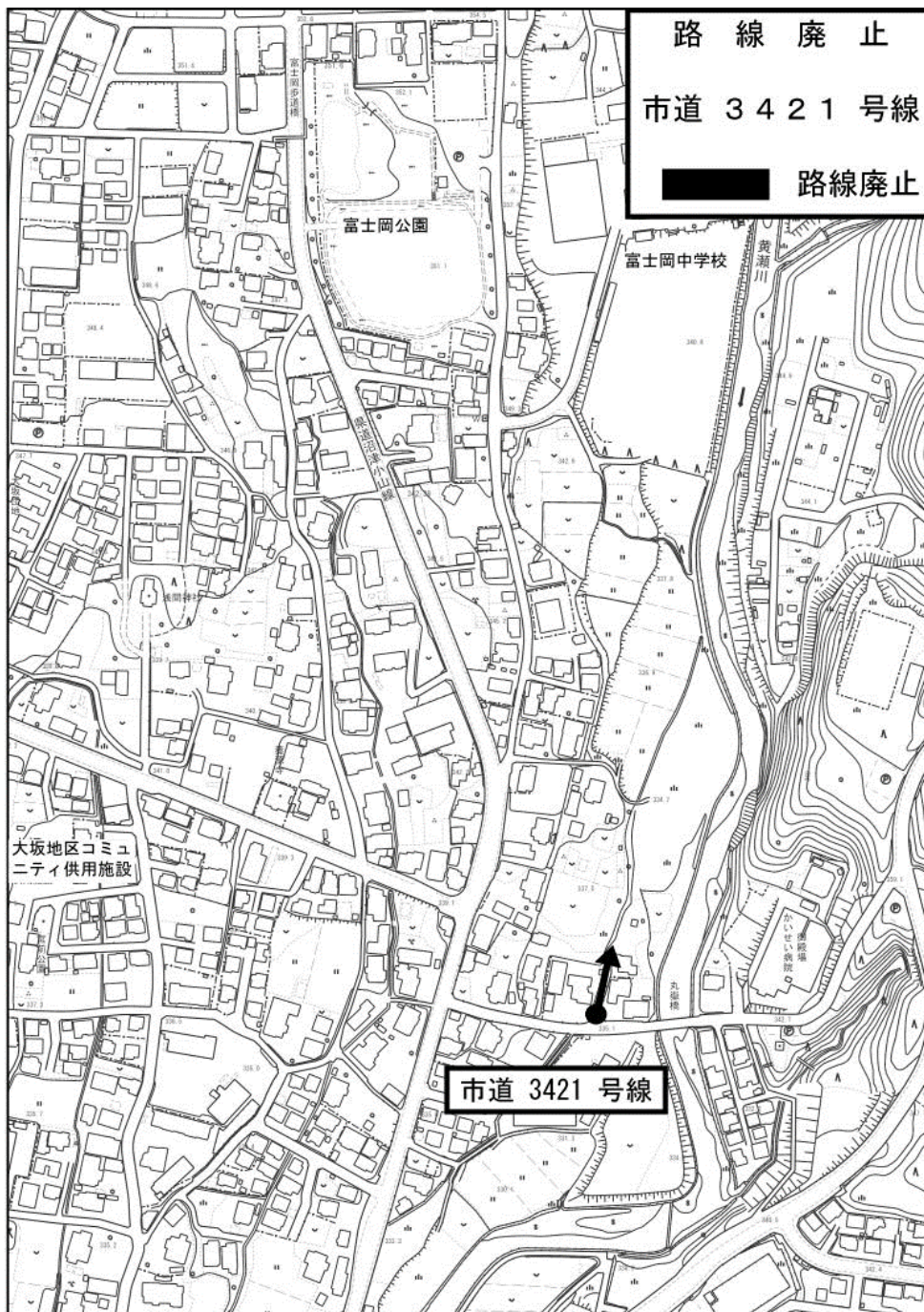
7 今後のスケジュール

令和8年 9月～12月	市議会での郵便局指定の議決・9月補正予算の議決
	日本郵便株式会社と契約締結
	専用回線の敷設、端末等の設置
令和9年 1月	郵便局員の研修（各局2名予定）
	市民への周知 （市ホームページ、広報紙、郵便局での広報等）
2月	郵便局での手続開始

議案第 4 3 号関係資料



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
1681 号線	御殿場市新橋 468 番 1 地先	御殿場市新橋 468 番 1 地先	2.00~2.80	44.78

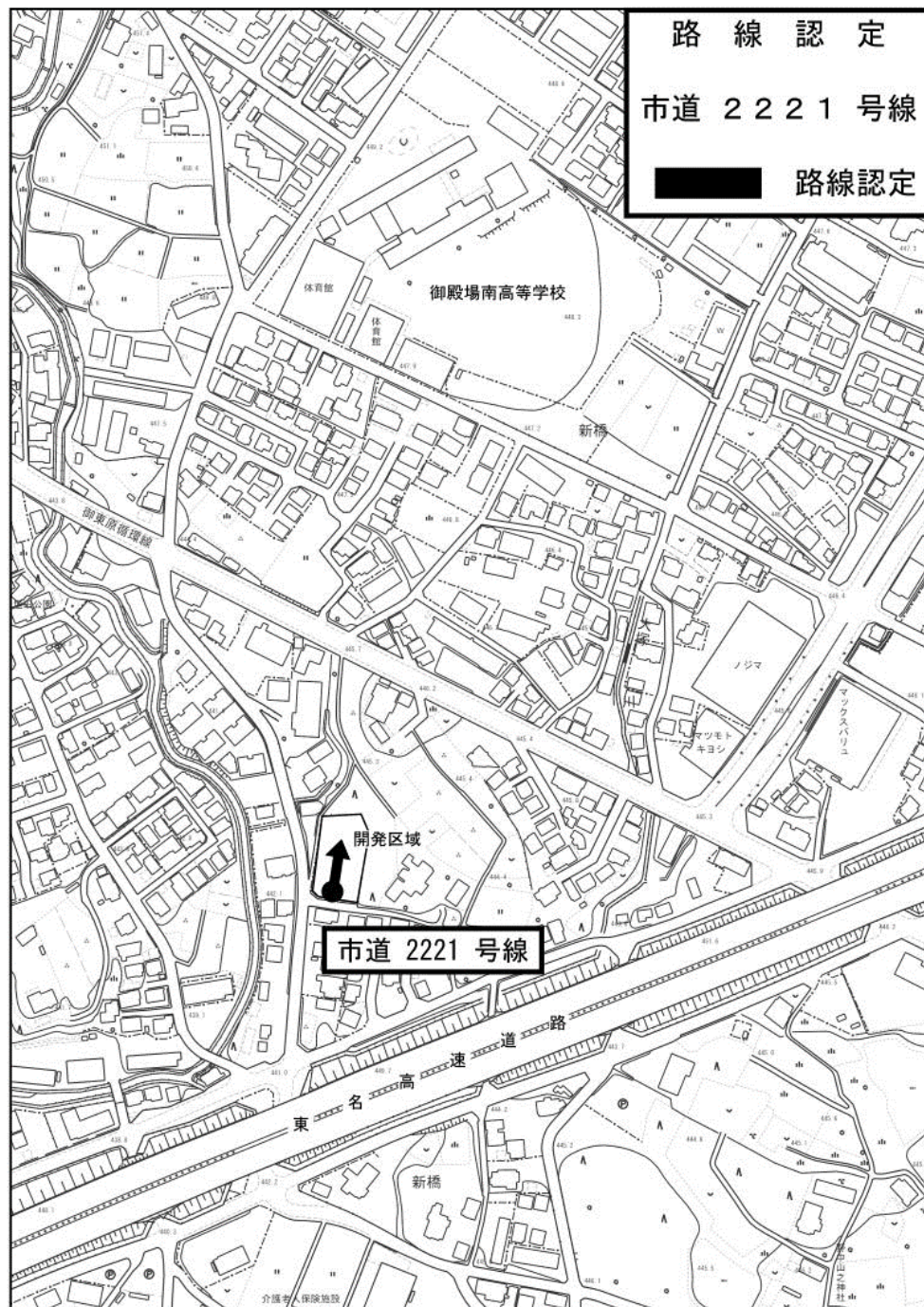


	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
3421 号線	御殿場市大坂 51 番 4 地 先	御殿場市大坂 51 番 4 地 先	2.60~3.00	35.00

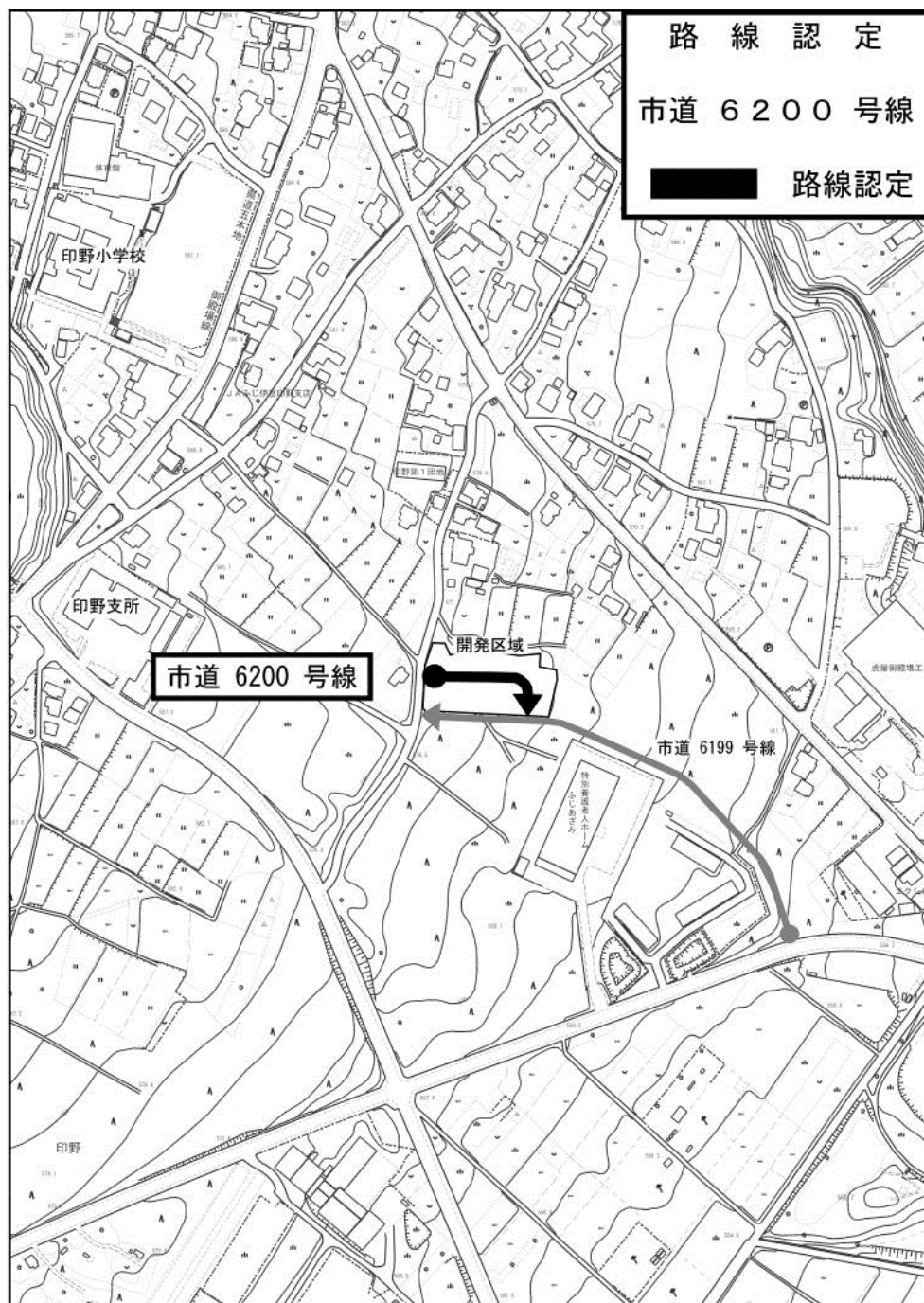


	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
4209 号線	御殿場市川島田 888 番 2 地 先	御殿場市川島田 888 番 2 地 先	2.40~5.30	49.78

議案第 4 4 号関係資料



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
2221 号線	御殿場市新橋1353番6地先	御殿場市新橋1353番3地先	5.00~6.00	35.00



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
6200 号線	御殿場市印野1557番8地先	御殿場市印野1557番19地先	6.00~6.00	90.62

同意第 5 号関係資料

御殿場市教育委員会委員候補者経歴概要

氏 名 遠藤 マリ（えんどう まり）

住 所 【略】

生 年 月 日 【略】

学 歴 【略】

職 歴 【略】
【略】
【略】
【略】

公 職 歴 【略】
【略】
【略】
【略】
【略】
【略】
【略】

所 属 政 党 【略】

報告第 1 1 号関係資料

御殿場市営住宅に係る建物明渡等の請求に関する訴えの提起について

1 訴訟の概要

市では市営住宅家賃の滞納解消に向け、債務者に対して督促状の発送、個別の指導等を実施しています。しかし、入居者が所在不明になるケースがあり、家賃滞納が解消できないだけでなく、その所有物が残置物となり、市営住宅の管理上支障を来しています。

このようなことから、適切な市営住宅の管理を実施するため、民事訴訟法第 1 3 4 条第 1 項の規定により、所在不明の入居者等に対し、建物の明渡し及び滞納家賃の支払を求める訴えを提起します。

2 相手方

氏 名 【略】

入 居 住 宅 【略】

入 居 期 間 令和 3 年 6 月 1 日から現在まで

滞 納 金 額 3 3 9 , 2 0 0 円

滞 納 期 間 令和 7 年 1 2 月から令和 8 年 7 月までの期間の内 8 か月

残置物の状況 住宅内の所有物

3 訴訟の効果

- (1) 明渡し請求の判決が確定することで、残置物を処分するための強制執行の申立てが可能となります。
- (2) 滞納家賃の支払い請求の判決が確定することで、債権差押え等の強制執行の申立てが可能となります。

